

令和6年度オガサワラオオコウモリ食害対策事業について

小笠原村環境課

小笠原村では、オガサワラオオコウモリ(以下「オオコウモリ」)の保全と農業者をはじめとした村民の生活を両立し、両者が持続的に共存することができる環境を創ることを目的とし、文化庁、東京都教育庁の補助を受けるなどし、以下の取組みを実施している。

1. 食害対策事業

オオコウモリの安全を確保できかつ農作物への食害を防除できる方策を農業者等に提示・普及することにより、オオコウモリの事故が発生する恐れのある危険箇所の改善を進めている。

主に硬質樹脂製ネットを使用した施設(以下「トリカルネットハウス」)による防除策を普及している。

また、新たな防除策の試行も行っており、大規模農地に対応する天井部をワイヤーで構成する施設や防風網等のネットを使用した施設を設置しているほか、施設を構築せず防護網を直接果樹に覆うようにかける方策なども進めている。

＜施設設置件数、面積＞

平成23年度から令5年度までに、父島104箇所10,614.75m²、母島6箇所3,336.30m²、合計110箇所13,951.05m²の施設を設置した。

＜防護網設置件数、面積＞

令和3年度から令和5年度までに、父島14箇所147.28m²の防護網を設置した。

2. 事業検討委員会、住民意見交換会の開催

事業を進めるにあたっては、関係機関等で構成する事業検討委員会を開催し、課題を共有し解決策の検討を行っている。また、令和元年度に母島でオオコウモリの生息数が急増したことを受け、母島の農業者との意見交換会を適時開催し、農業者の意見やアイデアを参考とし母島の食害対策を進めている。

＜開催日時＞

- R6.3.4 令和5年度第1回天然記念物オガサワラオオコウモリ食害対策事業にかかる事業検討委員会
- R6.6.14 天然記念物オガサワラオオコウモリ食害対策に関する説明会（母島農業者12名参加）
- R6.9.4 令和6年度第1回天然記念物オガサワラオオコウモリ食害対策事業にかかる事業検討委員会
- R6.10.24 天然記念物オガサワラオオコウモリ食害対策に関する説明会（母島農業者10名参加）

3. 傷病個体の保護及び滅失状況

令和5年度のオオコウモリ傷病個体保護数等は40頭あり、うち20頭が復帰、20頭が死亡した。（小笠原動物対処室治療実績及び文化財保護法第33条の規定を準用した滅失の届調べ）

そのうち、農地・家庭菜園周りでの事故は21頭で、4頭が死亡、17頭が野生復帰している。事故原因は、マンゴー栽培地周辺でのネットの絡まり及びトリカルネットハウスへの侵入となっている。

4. 農作物被害報告等

令和5年度のオオコウモリによる農作物被害は、被害作目がレモン、パッションフルーツ、カンキツ、コーヒー、バナナ、マンゴー、レイシとなっており、小笠原村全体での被害金額は、およそ402万円と推定している。

被害の傾向として、オオコウモリによるものが、約198万円、ネズミによるものが約103万円、ヒヨドリによるものが約101万円となっている。

令和4年末から令和5年春ごろにかけ、母島でレモンの花芽への食害が多発し、これに対応するため行政、農協、農業者、NPOによる夜間の追い払い活動を実施した。

5. 今後の事業の進め方等

① 柔軟な事業制度による施設設置等の推進

施設を設置する業者がない母島や父島の施設設置が困難であった箇所については、設置希望者のアイデアや有識者の知見をもとに、業者による設置ではなく、設置希望者が自ら設置する方法での対策を進めるほか、施設設置は原則として単年度内に実施するものであるが、農業者等が自ら設置するには本業の傍らで行う必要があり、単年度では設置が完了しない場合や完了しないことを危惧して事業に取り組めないといったことが懸念されたため、二か年度に渡っての実施を可能としている。

また、迅速な対応が必要と考えられている母島におけるレモンの食害を防止するため、令和7年度及び令和8年度の2か年で、「東京都山村離島振興施設整備事業」を活用し、認定農業者及び認定新規就農者を対象とした施設整備を行う。令和7年度当初予算要求では、コウモリ除けネットハウス建設費（概算面積2,200m²）として、36,000千円を予算要求額として予算主管課へ提出している。

② 施設の維持管理等の推進

食害対策事業で設置した施設は使用者の責任で管理するものであるため事故防止のための指導・周知を徹底している。

個人による補修が進まずオオコウモリの事故が生じる危険性を有したまま放置されるケースがある。

補助事業で施設の更新を可能としている。

③ 防護網による食害対策の推進

オオコウモリへの安全性、食害対策の実用性が確認できている防護網による防除は、果樹1本1本をまるごと筒状の防護網を被せる方法や簡易的な躯体による対策がとれるため、施設設置が困難な場所や被害時期が果実熟期などに限定される作物の防除策として有効であり、また、事業経費の削減が期待できる。

対策する果樹にあわせて防護網を縫製する必要があるが島内での縫製等が困難であるため、縫製方法や規格等についての研究を進める。